

○石川県警察における事務の専決に関する訓令

〔 昭和39年3月25日
石川県警察本部訓令第2号 〕

最終改正 令和6年3月4日警察本部訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、石川県警察本部長（以下「本部長」という。）が処理する事務（石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年石川県公安委員会規程第1号。以下「公安委員会事務専決規程」という。）第2条の規定により、本部長が専決することのできる事務を含む。）の一部を石川県警察本部の部・課・隊・校の長（以下「部課長等」という。）又は警察署長に専決させるため、及び部課長等又は警察署長の権限に属する事務のうち、軽易な事務を所属職員に専決させるために必要な事項を定めるものとする。

(本部長決裁事項)

第2条 別表1に列記した事務については、本部長の決裁を受けなければならない。

2 別表1に列記した事務のほか、重要度がこれらに相当する事務については、本部長の決裁を受けなければならない。

(部課長等及び警察署長の専決事項)

第3条 別表2に列記した事務については部長が、別表3に列記した事務については課長等が、別表4に列記した事務については警察署長が、それぞれ専決することができる。

2 部長及び課長等は、別表2又は別表3に列記した事務のほか、重要度がこれらに相当する事務についてはそれぞれ専決することができる。

(異例に属する事務の処理)

第4条 部課長等及び警察署長は、前条の規定により専決することのできる事務であつても、重要又は異例と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(軽易な事務の専決)

第5条 部課長等及び警察署長は、その権限に属する事務のうち、軽易な事務は必要により、所属の職員に専決させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和39年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 風俗営業等取締法令取扱要領（昭和33年石川県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（昭和39年8月1日警察本部訓令第9号）抄

1 この訓令は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月31日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年6月23日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月27日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年11月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月28日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和43年7月20日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和43年8月10日から施行する。

附 則（昭和47年5月15日警察本部訓令第16号）

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（昭和47年11月1日警察本部訓令第39号）

この訓令は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月26日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月15日警察本部訓令第6号）

1 この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

2 火薬類の事務取扱いに関する訓令（昭和41年石川県警察本部訓令第6号）第1条中「石川県警察事務専決規程」とあるを「石川県警察における事務の専決に関する訓令」と読み替えるものとする。

附 則（昭和53年12月1日警察本部訓令第23号）

この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月28日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月1日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月14日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月10日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月15日警察本部訓令第17号）

この訓令は、昭和55年12月20日から施行する。

附 則（昭和55年12月23日警察本部訓令第18号）

この訓令は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年8月18日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和56年8月18日から施行する。

附 則（昭和58年2月7日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月21日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和58年2月21日から施行する。

附 則（昭和59年4月19日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年2月18日警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和60年2月18日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月10日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和62年12月10日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年7月25日警察本部訓令第14号）

1 この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の石川県警察の組織等に関する訓令の規定（ただし、別表第1及び別表第4中の通信司令官に係る部分を除く。）、第2条の規定による改正後の石川県警察における事務の専決に関する訓令の規定、第3条の規定による改正後の石川県警察職員被服等貸与規程の規定及び第4条の規定による改正後の石川県警察の警察官等の服制及び服装に関する訓令の規定は、平成元年7月1日から適用する。

附 則（平成2年3月23日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成2年3月23日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「秘書課」を「総務課」に改める部分及び「秘書課長」を「総務課長」に改める部分を除く。）は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月1日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成3年2月25日警察本部訓令第5号）抄

1 この訓令は、平成3年3月1日から施行する。

附 則（平成3年4月23日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成3年4月23日から施行する。

附 則（平成4年2月25日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月1日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年6月16日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年6月29日警察本部訓令第12号）抄

この訓令は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年11月1日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年8月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年7月22日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成5年8月3日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成5年8月4日から施行する。

附 則（平成6年1月28日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成6年2月1日から施行する。

附 則（平成6年5月10日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年1月31日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成7年8月9日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成7年8月9日から施行する。

附 則（平成7年10月1日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成7年10月18日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年5月24日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年5月20日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成9年5月20日から施行する。

附 則（平成9年10月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月28日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。ただし、この訓令による改正後の別表3運転免許課長の項第90号の規定は、平成10年9月28日から適用する。

附 則（平成10年11月1日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年1月21日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月15日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成11年12月15日から施行する。

附 則（平成12年 1月21日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成12年 2月 1日から施行する。

附 則（平成12年 1月21日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成12年 2月 1日から施行する。

附 則（平成12年 6月15日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成12年 7月 1日から施行する。

附 則（平成12年 8月15日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成12年 8月15日から施行する。

附 則（平成12年10月20日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成12年10月20日から施行する。

附 則（平成12年11月24日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則（平成13年 3月30日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 3月29日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 5月31日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成14年 6月 1日から施行する。

附 則（平成14年 6月17日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成14年 6月17日から施行する。

附 則（平成15年 3月26日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成15年 4月 1日から施行し、改正後の石川県警察における事務の専決に関する訓令の規定は、平成15年 3月 4日から適用する。

附 則（平成15年10月17日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成15年10月17日から施行する。

附 則（平成15年11月28日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成15年12月 1日から施行する。

附 則（平成15年12月 5日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成16年 1月 1日から施行する。

附 則（平成16年 3月19日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成16年 3月25日から施行する。

附 則（平成16年 6月25日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則（平成16年 9月16日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成16年 9月16日から施行する。

附 則（平成16年10月21日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成16年10月21日から施行する。

附 則（平成17年 1月27日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年1月27日から施行する。

附 則（平成17年3月17日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平成17年4月28日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月28日から施行する。

附 則（平成17年11月24日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成17年11月24日から施行する。

附 則（平成18年3月23日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成18年3月29日から施行する。ただし、別表2交通規制課の項の改正規定及び別表2運転免許課の項の改正規定は平成18年4月1日から、別表2交通指導課の項の改正規定及び別表3交通指導課長の項の改正規定は平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年6月7日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成18年6月7日から施行する。

附 則（平成18年9月7日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成18年9月7日から施行する。

附 則（平成19年3月13日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成19年3月13日から施行する。ただし、別表1監察官室の項の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から、別表3運転免許課長の項の改正規定（第40号及び第86号に係る部分を除く。）は、平成19年6月2日施行する。

（施行の日＝平成19年6月1日）

附 則（平成19年5月25日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成19年11月20日警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成20年3月21日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成20年6月26日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月4日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成20年7月4日から施行する。

附 則（平成20年7月31日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年7月31日から施行する。

附 則（平成20年11月25日警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。

附 則（平成20年11月28日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年11月28日警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年 3月27日警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年 3月31日から施行する。

附 則（平成21年 3月27日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 5月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成21年 6月 1日から施行する。

附 則（平成21年 6月 4日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成21年 6月 4日から施行する。

附 則（平成21年 8月20日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成21年 8月20日から施行する。

附 則（平成21年12月 4日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成21年12月 4日から施行する。

附 則（平成21年12月22日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成22年 1月 4日から施行する。

附 則（平成22年 3月30日警察本部訓令第3号。石川県警察の組織等に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条で改正）

この訓令は、平成22年 3月31日から施行する。ただし、石川県警察における事務の専決に関する訓令別表2公安課の項及び別表3公安課長の項の改正規定は同年 4月 1日、同訓令別表4道路交通法の項から石川県道路交通法施行細則の項までの改正規定は同年 4月19日から施行する。

附 則（平成22年 4月14日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成22年 4月14日から施行する。

附 則（平成22年10月21日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年11月 1日から施行する。

附 則（平成23年 3月 1日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成23年 3月 4日から施行する。

附 則（平成23年 7月29日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成23年 8月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月21日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成24年 3月30日から施行する。ただし、別表3運転免許課長の項中の改正規定（第60号に係る部分に限る。）は、同年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 4月26日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成24年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月28日警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成25年 2月28日から施行する。

附 則（平成25年 3月15日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年 3月29日から施行する。

附 則（平成26年 3月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年 3月31日から施行する。ただし、別表4道路交通法から石川県道路交通法施行細則の項までの改正規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年 5月30日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成26年 6月 1日から施行する。

附 則（平成27年 2月20日警察本部訓令第 2号）

この訓令は、平成27年 3月 6日から施行する。

附 則（平成27年 5月25日警察本部訓令第 7号）

この訓令は、平成27年 6月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月11日警察本部訓令第 3号）

この訓令は、平成28年 3月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 3 条石川県警察における事務の専決に関する訓令別表 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項の第 1 号の改正規定 平成28年 3月23日
- 2 第 3 条別表 1 各課共通の項の改正規定 平成28年 4月 1日
- 3 第 3 条別表 2 生活安全企画課の項、同条別表 3 生活安全企画課長の項並びに同条別表 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の項（第 1 号の改正部分を除く。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の項の改正規定 平成28年 6月23日

附 則（平成28年 9月29日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成28年10月 1日から施行する。

附 則（平成28年11月17日警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年 3月 3日警察本部訓令第 3号）

この訓令は、平成29年 3月12日から施行する。

附 則（平成29年 6月13日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成29年 6月14日から施行する。

附 則（平成30年 3月16日警察本部訓令第 6号）

この訓令は、平成30年 3月30日から施行する。

附 則（平成30年12月27日警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成31年 1月 1日から施行する。

附 則（平成31年 2月19日警察本部訓令第 4号）

この訓令は、平成31年 3月 6日から施行する。

附 則（平成31年 3月28日警察本部訓令第 7号）

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（平成31年 4月12日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年 4月12日から施行する。

附 則（令和元年11月21日警察本部訓令第 8号）

この訓令は、令和元年12月 1日から施行する。

附 則（令和 2年 3月16日警察本部訓令第 6号）

この訓令は、令和 2年 3月31日から施行する。

附 則（令和 3年 3月11日警察本部訓令第 5号）

この訓令は、令和 3年 3月26日から施行する。

附 則（令和3年3月12日警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和3年3月12日から施行する。

附 則（令和4年3月10日警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月14日警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和4年4月18日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和4年4月18日から施行する。

附 則（令和4年5月13日警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和4年7月28日警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和4年7月28日から施行する。

附 則（令和4年11月8日警察本部訓令第21号）

この訓令は、令和4年11月8日から施行する。

附 則（令和5年2月13日警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年3月6日から施行する。ただし、別表3警務課長の項中の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月4日警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和6年3月29日から施行する。

※別表省略